

【4月からの国民年金制度の改正について！】

「学生納付特例制度」 対象校の拡大

学生納付特例制度の対象となる学校は、大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校のほか、一部の各種学校に限られていました。平成17年4月から、すべての各種学校（1年以上の課程に在学している人に限ります）が対象になりました。

なお、申請の際に年金手帳・印鑑（本人が署名する場合は不要）とともに、修業年限が1年以上の課程に在学していることを明らかにすることができる次の書類の提示が必要となります。

修業年限が1年以上である旨が記載されている在学証明書または学生証

の書類では修業年限が1年以上であることがわからない場合は、各種学校が発行する修業年限が1年以上の課程であることの証明

書
平成16年所得がある場合には、所得を証明するものも必要となります。

第3号被保険者の 特例の届出について

平成17年4月から、第3号被保険者（厚生年金保険等に加入する人の被扶養配偶者）の特例の届出が認められるようになりました。この届出をさせていただくことにより、2年以上前の期間についても第3号被保険者期間として取り扱い、保険料納付済期間に算入されることとなります。

なお、この届出についての問い合わせは、年金電話相談センターまたは、新潟西社会保険事務所にお問い合わせください。

障害基礎年金（20歳前障害）受給者に毎年7月中旬に提出していただいている「現況届」等は、新潟西社会保

険事務所から、受給者の住民登録されている住所地に直接送付されます。そのため、施設入所者や住所地以外の家族のもとで暮らしている人には、「現況届」等が届かずに提出が遅れ、年金の支給が停止になる場合があります。

確実に受給者のところに届くようにするため、住所地以外に送付を希望する人は、6月15日（木）までに、市役所国民年金担当係に申し出てください。

障害基礎年金とは…

病気やケガがもとで障害が残った場合に支給されます。

支給を受けられる人

国民年金に加入している

人

60歳以上65歳未満で国民

年金に加入したことがある

人

受給の条件

障害認定日（初診日から

1年6か月が経過した日または症状が固定した日）に1級・2級の障害の状態であること

初めて医師の診断を受け、た日より前に、保険料を納めなかつた期間が3分の1を超えないこと

20歳前の病気やケガで、20歳になったときに障害の状態が1級・2級であれば、障害基礎年金が支給されます。ただし、本人の所得により支給制限があります。

問い合わせ先

市民課 国民年金係

☎ 63 5112

各支所市民課

国民年金担当係

または

年金電話相談センター

☎ 025 240 4165

新潟西社会保険事務所

☎ 025 225 3001

6月定例社会保険事務相談所（年金相談等）の開設について

佐和田商工会 ☎ 52 3148

15日（水）

受付 午後1時30分～3時30分

分

両津商工会 ☎ 27 5128

16日（木）

受付 午前9時～11時

小木町商工会 ☎ 86 2216

16日（木）

受付 午前9時～10時30分

